

岡山地方裁判所 令和●●年(〇〇)第●●号 相続税賦課決定処分取消等請求事件  
国側当事者・国(岡山東税務署長)  
令和5年10月11日棄却・控訴

判 決

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

主 文

- 1 原告らの請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告らの負担とする。

事実及び理由

第1 請求

- 1 処分行政庁が原告甲に対して平成30年6月19日付けでした、平成26年12月●日に開始した被相続人乙の相続に係る相続税の更正処分のうち、課税価格2億7793万4000円、納付すべき税額1億0187万8600円を超える部分及び同相続税にかかる過少申告加算税の賦課決定処分を取り消す。
- 2 処分行政庁が原告丙に対して平成30年6月19日付けでした、平成26年12月●日に開始した被相続人乙の相続に係る相続税の更正処分のうち、課税価格2億7793万4000円、納付すべき税額1億0187万8600円を超える部分及び同相続税にかかる過少申告加算税の賦課決定処分を取り消す。
- 3 処分行政庁が原告丁に対して平成30年6月19日付けでした、平成26年12月●日に開始した被相続人乙の相続に係る相続税の更正処分のうち、課税価格2億7791万2000円、納付すべき税額1億0187万0600円を超える部分及び同相続税にかかる過少申告加算税の賦課決定処分を取り消す。
- 4 被告は、原告甲に対し、33万円及びこれに対する令和2年6月12日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要等

1 事案の概要

本件は、①原告らが、別紙1「課税の経緯等」記載のとおり、被相続人乙(以下「本件被相続人」という。)の相続(以下「本件相続」という。)に係る相続税(以下「本件相続税」という。)の各申告及び各修正申告を行い、相続財産のうち別紙2「本件各農地の明細」記載の各農地(以下「本件各農地」という。)について、不動産鑑定士が作成した意見書記載の価格(総額1億1400万円。以下「本件意見価格」という。)に基づき各更正の請求(以下「本件各更正請求」という。)を行ったところ、処分行政庁が、本件各農地の価額を財産評価基本通達(昭和39年4月25日付直資56・直審(資)17による国税庁長官通達。ただし、平成29年9月20日付課評2-46ほかによる改正前のもの。以下「本件評価通達」という。)に基づき算定した価額(総額2億1769万4994円。以下「本件評価額」という。)

として各更正処分（以下「本件各更正処分」という。）を行うとともに、過少申告加算税の各賦課決定処分（以下「本件各賦課決定処分」という。）を行ったこと（以下、本件各更正処分と本件各賦課決定処分を併せて「本件各課税処分」という。）について、本件評価額は、本件相続開始時の本件各農地の時価を上回っており違法である等と主張して、その取消しを求めるとともに、②原告甲が、本件相続税の課税に際して行われた広島国税局職員による調査時の言動に違法があったと主張して、国家賠償法１条１項に基づき、損害賠償金３３万円（慰謝料３０万円、弁護士費用３万円）及びこれに対する訴状送達日の翌日である令和２年６月１２日から支払済みまで民法（平成２９年法律第４４号による改正前のもの）所定の年５分の割合による遅延損害金の支払を求めた事案である。

２ 前提事実（以下の事実は、当事者間に争いがないか、掲記の証拠等により容易に認定することができる。）

（１）当事者等

ア 本件被相続人は、平成２６年１２月●日に死亡した。

イ 原告らは、本件被相続人の共同相続人であり、原告らは本件被相続人の子、戊は本件被相続人の配偶者である（以下、原告らと戊を併せて「本件相続人ら」という。）。

ウ 株式会社Ｃ（以下「Ｃ」という。）は、平成１９年６月●日に設立された、原告甲を代表取締役とし、水田の経営、農作業の受託等を目的とする株式会社である。

（２）本件各農地

本件各農地の明細は、別紙２のとおりであり、その全てが農業振興地域の整備に関する法律に定める農用地区域にある。

本件各農地のうち、別紙２の順号２５、２６、２９、３０、３２、３６ないし４２及び４４ないし４６の各農地については、平成１９年７月１８日付け及び平成２０年８月１８日付けで、本件被相続人がＣとの間で、農地法３条に基づく許可を受けて、権利者をＣとする賃借権を設定している（以下、これらの農地を「本件各許可農地」という。）。

本件各農地のうち、別紙２の順号５４の農地については、借受人をＣとする、農業経営基盤強化促進法に基づく利用権として、平成２２年５月１日から平成３１年４月３０日までの間の使用貸借権が設定されている（以下、上記農地を「本件利用権設定農地」という。）。

（３）本件相続税の課税と本件訴訟に至る経緯

ア 本件相続人らは、法定申告期限内に、処分行政庁に対し、本件評価通達に基づき算定した本件各農地（一部申告漏れがあったとして下記イで修正申告した農地を除く。）の価額を総額１億０１８５万６８１１円（別紙３「本件各農地の価額」の「当初申告」の「合計」欄）とした上で、本件相続税の申告書（別紙１の①「当初申告」欄参照）を提出した。

イ 本件相続人らは、平成２７年１１月３０日、処分行政庁に対し、本件各農地に一部申告漏れがあったとして、本件評価通達に基づき算定した本件各農地の価額を総額１億２８３７万９６５３円（別紙３の「修正申告」の「合計」欄）とした上で、本件相続税の修正申告書（別紙１の「②修正申告」欄参照）を提出した。

ウ 本件相続人らは、平成２７年１２月２５日、処分行政庁に対し、本件各農地以外の相続財産に一部申告漏れがあったとして、本件相続税の修正申告書（別紙１の「③修正申告」欄参照）を提出した。

エ 広島国税局所属の職員は、平成２９年１０月１６日、本件相続人らに対し、本件相続税

に係る税務調査（以下「本件調査」という。）を開始した。

本件調査の結果を受けて、原告甲、原告丙及び戊は平成30年5月29日に、原告丁は同年6月15日に、それぞれ処分行政庁に対し、本件相続税の修正申告書（別紙1の「④修正申告」欄参照）を提出した。なお、当該修正申告書において本件相続人らは、本件各農地の価額を変更していない。

また、処分行政庁は、同年6月18日付けで、原告らに対し、当該修正申告に係る過少申告加算税の各賦課決定処分をした。

オ 原告らは、平成30年6月15日、処分行政庁に対し、本件各農地の価額を、D不動産鑑定士が作成した同年2月9日付意見書（以下「本件意見書」という。甲2）に記載された価格（本件意見価格）である総額1億1400万円とした上で、本件各更正請求をした（別紙1の「⑤更正の請求」欄参照）。

カ 処分行政庁は、平成30年6月19日付けで、本件相続人らに対し、本件各農地の中に耕作権の負担のない農地があり、修正申告にかかる本件各農地の価額が過少であるなどとして、本件各農地の価額を本件評価額である総額2億1769万4994円とした上で、本件各更正処分及び本件各賦課決定処分を行った（本件各課税処分。別紙1の「⑥更正処分」欄参照）。

キ 処分行政庁は、平成30年9月3日付けで、原告らに対し、本件各農地の評価において本件評価通達の定める評価方法によるべきでない特別の事情はないとして、前記オの本件各更正請求に対する各通知処分（以下「本件各通知処分」という。）をした。

ク 原告らは、平成30年9月18日、国税不服審判所長に対し、本件各課税処分を不服として、審査請求を行った。

ケ 原告らは、平成30年11月30日、処分行政庁に対し、本件各通知処分を不服として、再調査の請求を行った。

処分行政庁は、国税通則法90条1項の規定により、当該再調査の請求に係る請求書を国税不服審判所長に送付したから、同条3項により、その送付された日に、審査請求がされたものとみなされた。

コ 原告らは、令和元年9月10日付けで、前記ク及びケの各審査請求を棄却等する旨の裁決を受けた。

サ 原告らは、令和2年2月19日、本件各課税処分の取消しを求める本件訴訟を提起した。

#### （4）本件相続税に係る税務調査の経緯

ア 広島国税局課税第一部資料調査課のE主査（以下「E主査」という。）は、本件調査を行う中で、①平成24年5月28日に株式会社F銀行（以下「F銀行」という。）●●支店の本件被相続人名義の普通預金口座から2000万円が引き出され、同日に同支店のG（以下「G」という。）名義の定期預金口座（以下「G定期預金口座」という。）に2000万円が入金されている事実、②同年6月28日に同支店の本件被相続人名義の普通預金口座から3000万1000円が引き出され、同日に同支店のG名義の普通預金口座（以下「G普通預金口座」という。）を経由してG定期預金口座に3000万円が入金されている事実を把握した（以下、G定期預金口座に入金された合計5000万円の金員を「本件金員」という。）。（乙29の1～5）。

イ E主査は、Gに対する質問調査を行い、Gから、本件金員が本件被相続人からの預り金

である旨を記載した書面（以下「本件書面」という。甲 95）への署名押印を得た。

ウ E主査は、平成30年1月頃、原告甲に対し、本件書面を示しながら、本件金員は本件被相続人からGに対する預け金であり、相続財産であるため、本件相続税について修正申告が必要である旨説明し、原告甲に修正申告の意思確認を行うとともに、修正申告をしない場合は国税通則法24条の規定により更正することを説明した。

エ 原告甲は、弁護士に委任し、平成30年3月22日、岡山地方裁判所に対し、本件金員の返還請求権を被保全権利としてGの不動産及び預金の仮差押え決定を求め、同裁判所は、同月28日、同決定を行った（乙28の1・2）。

オ E主査は、平成30年4月17日、Gの弁護士から、本件金員に関してはGが本件被相続人から贈与されたものであることを前提に原告甲と交渉していく予定である旨を聴取した（乙40）。

E主査は、同月24日、原告甲及び本件相続人らの税務代理人であるH税理士（以下「H税理士」という。）に対し、本件調査の結果内容を説明する中で、本件金員を相続財産に含めないことを説明した（乙41）。

カ 原告甲は、平成30年5月31日、岡山地方裁判所に対し、Gを相手方として、本件金員の返還を求める訴訟を提起した（乙42）。

キ 処分行政庁は、平成30年6月19日付けで、本件相続人らに対し、本件各課税処分を行った。同処分において、本件金員は相続財産に含まれていない。

### 3 関係法令等の定め

#### （1）相続税法

相続税法22条は、相続、遺贈又は贈与により取得した財産の価額は、同法第3章において特別の定めのあるものを除き、当該財産の取得の時における時価により評価する旨規定している。

#### （2）本件評価通達（乙19）

##### ア 耕作権の定義

本件評価通達9（7）は、耕作権とは、農地法2条1項に規定する農地等の上に存する賃借権をいい、同法18条1項本文の規定の適用がある賃借権に限る旨定めている。

##### イ 倍率方式

本件評価通達21は、倍率方式とは、固定資産税評価額（地方税法381条の規定により土地課税台帳若しくは土地補充課税台帳等に登録された基準年度の価格又は比準価格をいう。）に国税局長が一定の地域ごとにその地域の実情に即するように定める倍率（以下「評価倍率」という。）を乗じて計算した金額によって評価する方式をいう旨定めている。

##### ウ 純農地の範囲

本件評価通達36は、純農地とは、農用地区域内にある農地等に該当するものをいう旨定めている。

##### エ 純農地の評価

本件評価通達37は、純農地の価額について、倍率方式、すなわち、その農地の固定資産税評価額に、田又は畑の別に、地勢、土性、水利等の状況の類似する地域ごとに、その地域にある農地の売買実例価額、精通者意見価格等を基として国税局長の定める倍率（評価倍率）を乗じて計算した金額によって評価する旨定めている。

#### オ 純農地の評価倍率

純農地の評価倍率は、概ね、次のとおり評定される（乙４９、５３。別紙４「純農地の評価倍率評定イメージ」参照）。①状況類似地域ごとに田及び畑の別に標準地を選定する、②標準地について、売買実例価額や精通者意見価格等を基に、仲値（自由な取引が行われるとした場合におけるその取引において通常成立すると認められる、買進み売急ぎがなかったものとした場合における価格）を評定する、③仲値に、４４％（限界収益補正率５５％×評価割合８０％）を乗じて、評価基準額を評定する、④評価基準額を固定資産税評価額で除して、評価倍率を評定する。

#### カ 耕作権の目的となっている農地の評価

本件評価通達４１（１）は、耕作権の目的となっている農地の価額について、同通達３７から４０－２までの定めにより評価したその農地の価額（自用地としての価額。以下「自用地価額」という。）から、同通達４２の定めにより評価した耕作権の価額を控除した金額によって評価する旨定めている。

#### キ 耕作権の評価

本件評価通達４２（１）は、純農地に係る耕作権の価額について、同通達３７に定める方式により評価したその農地の価額（自用地価額）に、同通達の別表１に定める耕作権割合（耕作権が設定されていないとした場合の農地の価額に対するその農地に係る耕作権の価額の割合をいう。）を乗じて計算した金額によって評価する旨定めている。

#### ク 耕作権の場合

本件評価通達の別表１は、耕作権割合について、１００分の５０と定めている。

- （３）農用地利用増進法等の規定により設定された賃貸借により貸付けられた農用地等の評価について（昭和５６年６月９日付直評１０・直資２－７０による国税庁長官通達、乙１９）

上記通達は、農用地利用増進法７条１項の規定による公告があった農用地利用増進計画の定めるところによって設定された賃貸借に基づき貸し付けられている農用地の価額は、その賃貸借設定の期間がおおむね１０年以内であること等から、その農用地が貸し付けられていないものとして本件評価通達の定めにより評価した価額（自用地価額）から、その価額に１００分の５を乗じて計算した金額を控除した金額によって評価する旨定めている。

なお、「農用地利用増進法」は、農業経営基盤の強化のための関係法律の整備に関する法律（平成５年法律第７０号）により、「農業経営基盤強化促進法」と改題され、「農用地利用増進計画」も「農用地利用集積計画」に改められた。

#### ４ 被告の主張する本件各課税処分根拠

本件各課税処分の根拠に関する被告の主張は、別紙５「課税価格及び相続税の総額の計算明細表」のとおりである。

なお、後記５の争点１以外の点や、争点１に関する被告の主張が認められた場合の税額等の算定については、当事者間に争いがない。

#### ５ 争点

- （１）本件各課税処分の適法性（争点１）
- （２）本件調査の違法性と原告甲の損害（争点２）

#### ６ 争点に関する当事者の主張

- （１）争点１（本件各課税処分の適法性）について

(被告の主張)

ア 本件各農地の評価について

(ア) ①本件評価通達の定める評価方法が一般的な合理性を有していること、及び②本件評価額が本件評価通達の定める評価方法に従って算定されていることが認められれば、本件評価額は、適正な時価を上回るものではないことが推認されるから、原告らにおいて、本件評価通達によっては適正な時価を適切に算定することができない「特別の事情」の存在を主張立証することで上記推認を覆す反証をしない限り、本件評価額は相続税法 22 条に規定する時価を上回るものではないと解すべきである。

(イ) ① (本件評価通達の定める評価方法が一般的な合理性を有していること) について

相続税法 22 条の「時価」とは、相続開始時における当該財産の客観的な交換価値をいうものと解されているところ、全ての財産の客観的な交換価値が必ずしも一義的に確定されるものではないから、課税庁は、納税者間の公平、納税者の便宜、徴税費用の節減という見地から、相続財産の画一的評価方法として、本件評価通達を採用しており、課税実務上、本件評価通達に定められた画一的な評価方法によって相続財産を評価することとしている。

そして、本件評価額の算定に当たり用いられた評価方法は、純農地の評価方法 (倍率方式) であるところ、当該評価方法は、状況類似地域の設定及び当該地域に係る評価倍率の定めが売買実例や精通者の意見等の根拠を有する合理的なものであるから、評価対象の純農地の適正な時価を算定する方法として一般的な合理性を有するものというべきである。

したがって、本件評価通達の定める評価方法は、一般的な合理性を有している。

(ウ) ② (本件評価額が本件評価通達の定める評価方法に従って算定されていること) について

本件各農地は、その全てが農用地区域に存する農地であるから、本件評価通達 36 にいう「純農地」に該当し、本件各農地の自用地価額は、一義的に、各農地の固定資産税評価額に、広島国税局長の定める平成 26 年分の財産評価基準書における評価倍率を乗じて計算した金額によって評価することとなる。

ただし、本件各許可農地については、いずれも賃借権が設定されているところ、当該賃借権は本件評価通達 9 (7) にいう「耕作権」に該当し、耕作権の目的となっている本件各許可農地の価額は、本件各許可農地の自用地価額から、当該価額に 100 分の 50 を乗じて計算した金額 (耕作権の価額) を控除した金額によって評価することとなる。

本件利用権設定農地については、農業経営基盤強化推進法に基づく利用権 (使用貸借権) が設定されているところ、設定された貸借に基づき貸し付けられている農用地の価額は、本件利用権設定農地の自用地価額から、当該価額に 100 分の 5 を乗じて計算した金額を控除した金額によって評価することとなる。

以上を踏まえ、本件各農地の価額を算定すると、本件各農地のうち、本件各許可農地及び本件利用権設定農地以外の農地の価額は、固定資産税評価額 (別紙 3 の「更正処分」の「①固定資産税評価額」欄の各金額) に、評価倍率 (別紙 3 の「更正処分」の「②倍率」欄の各倍率) を乗じて計算した金額 (別紙 3 の「更正処分」の「④価額」欄の各金額) となる。

本件各許可農地の価額については、固定資産税評価額に評価倍率を乗じて計算した金額から、耕作権割合（別紙３の「更正処分」の「③耕作権等割合」欄記載の各割合）である１００分の５０を乗じて計算した金額を控除した金額（別紙３の「更正処分」の「④価額」欄の各金額）となる。

本件利用権設定農地の価額については、上記と同様に、固定資産税評価額に評価倍率を乗じて計算した金額から、１００分の５（別紙３の「更正処分」の「③耕作権等割合」欄記載の割合）を乗じて計算した金額を控除した金額（別紙３の「更正処分」の「④価額」欄の各金額）となる。

（エ）「特別の事情」について

a 原告らは、課税庁の収集した精通者意見価格（以下「本件精通者意見価格」という。）が岡山市の収集した精通者価格（以下「岡山市精通者価格」という。）と著しく乖離している旨主張するが、固定資産税評価における正常売買価格は、売買実例価額から、宅地見込地的な期待要素や近郊の市街地の影響等を排除した価格であり、固定資産税評価における精通者価格の評定方法に従って評定されていると考えられる岡山市精通者価格もそのような価格であるのに対し、相続税評価における仲値は、売買実例価額等から、宅地見込地的な期待要素や近郊の市街地の影響等を排除しない価格であるから、相続税評価における本件精通者意見価格もそのような価格となるのであって、両者はそもそも性質及び評定方法が異なり、両者に乖離が生じることはむしろ当然である。

b 原告らは、本件評価額（本件各農地の自用地価額）は本件精通者意見価格をもとに算定した価格の上限値を超える旨主張するが、平成４年分の路線価等の評定から、評価割合は７０％から８０％に引き上げられており、自用地価格は、これに限界収益補正率５５％を乗じた４４％をもって計算すべきところ、原告らは、改定前の評価割合７０％に５５％を乗じた３８．５％で計算しており、前提を誤っている。

本件精通者意見価格は１０a 当たり２００万円から３００万円であり、これに４４％を乗じると８８万円から１３２万円となる。本件評価額（本件各農地の自用地価額）を地域別に集計し算定した１０a 当たりの価額（岡山市南区Ⅰにつき１２４万５９４９円、岡山市南区Ⅱにつき１１７万５２７４円、岡山市南区Ⅲにつき１１７万５２７３円、玉野市Ⅳにつき５６万９２２２円、玉野市Ⅴにつき７１万３６２１円。別紙６参照。以下、地域名については市区を省略する。）は、本件精通者意見価格をもとに算定した価格の上限値を超えない。

c 原告らは、本件精通者意見価格と売買実例価格から推定される評価額に乖離がある旨主張するが、原告らが用いた取引事例（別紙７）は、その収集方法、選択基準等が何ら明らかでない点、すべて本件相続開始日以降のものであり、本件相続開始時点の価格に修正すべきところ、それすら行われていない点、地域ごとに単純平均した価格を用いて比較している点で、当該比較は合理性を欠くものであって相当ではない。

d 原告らは、本件評価通達に恣意的な評価倍率に基づき算定されたものである旨主張するが、原告らは評価倍率の対前年比の通算比率と住宅地地価の対前年比の通算比率とを比較する中で、殊更に数値が近似する年分及び地域を抜き出しており（別

紙9③参照)、その主張は客観性及び合理性を欠く。また、評価倍率と各種統計数値に一定の相関関係がみられるとしても、そのことをもって、評価倍率が恣意的なものであるとの結論が導かれるものでもない。

(オ) 本件意見価格について

原告は、本件意見価格が、①取引事例比較法による10a当たりの不動産鑑定評価額や②J及びKの売買実例価格に38.5%を乗じた価額と概ね合致している旨主張する。

しかし、①及び②の価額は、評価基準時を本件相続から3年以上経過した時点とする点、本来、本件評価通達に基づいて評価倍率を評定する際に使用される限界収益補正率等を、不動産鑑定評価基準に基づき修正及び補正を経て算定された時価としての鑑定評価額に乗じている点で、客観性、合理性に欠け、これらの金額を比較対象として本件意見価格が正当であるとはいえない。

そもそも本件意見書には、不動産鑑定評価基準の必要的記載事項である「対象不動産に係る権利の種類」、「対象不動産の確認に関する事項」、「地域分析及び個別分析に係る事項」、「最有効使用の判定に関する事項」の記載がない上、そこで採用された収益還元法の純利益の算定過程は、地域要因及び個別的要因の比較や補正がされておらず、不動産鑑定評価基準に準拠していない等、その客観性及び信用性が担保されていない。

(カ) したがって、本件評価通達に従って算定された本件評価額は、相続税法22条に規定する時価を上回るものではなく、本件各課税処分は適法である。

イ 本件各更正処分と本件各通知処分の関係について

本件各更正処分は、原告らが申告した課税標準等又は税額等が、処分行政庁の調査したところと異なるために、処分行政庁が、国税通則法24条に基づいて、その調査したところにより課税標準等又は税額等を更正したものであるし、本件各通知処分は、原告らから本件各更正請求がされたために、処分行政庁が、国税通則法23条4項に基づき、その受理した更正の請求書に記載されたところにより調査を行い、その調査に従って更正をすべき理由がない旨を通知したものである。

なお、本件各更正処分と本件各通知処分とは、同一の納税義務にかかわり内容上関連するところがあるとはいえ、手続上別個独立の関係にあり、どちらを先に行うかは法令上別段の定めがなく、処分行政庁の判断に委ねられているものと解され、先に更正の請求がされているからといって、更正処分の前に通知処分をしなければならないとする法的根拠はない。

また、本件各通知処分の手続上の違法は、確定税額に影響を及ぼすものではなく、本件更正処分後は同処分に吸収されて消滅し、独立して取消訴訟の対象とする利益を欠くから、仮に本件各通知処分に手続上の違法があったにせよ、本件各賦課処分の適法性には影響を及ぼさない。

(原告らの主張)

ア 本件各農地の評価について

(ア) 本件評価額は時価を上回っていること

相続税法22条に規定する「時価」とは、客観的な交換価値をいうところ、本件評価通達によって財産の評価がされ、これに基づいて課税処分がされた場合であっても、上記の評価がされるについて採られた前提が客観的な事実と異なるなどの理由により、上

記の評価による価格が客観的な交換価値を上回るときには、当該課税処分は違法となる。

本件各農地の時価は、本件意見価格が正しく、これを上回る本件評価額には後記（イ）のとおり誤りがある。

（イ）本件評価通達によるべきでない「特別の事情」があること

本件においては、本件各農地について、本件評価通達の定める評価方法によらないことが相当と認められることについて、以下の「特別の事情」がある。

a 本件各農地に関する岡山市精通者価格と本件精通者意見価格に乖離があること

原告らが岡山市に問い合わせたところ、平成30年に岡山市が算定した売買実例価格（時価評価額）は、J、Kとも10a当たり25万7500円であり、岡山市が本件各農地の所在する地域の固定資産税評価額を評定するために集計した岡山市精通者価格は10a当たり30万円であった。

他方、本件精通者意見価格は10a当たり200万円から300万円であった。

しかし、10a当たり300万円の取引事例は、J、Kにおいて皆無であり、本件精通者意見価格は、岡山市精通者価格とも実際とも著しく乖離している。

b 本件評価額（本件各農地の自用地価額）は本件精通者意見価格をもとに算定した価格の上限値を超えること

純農地の評価額は、「正常でない実例等を除く売買実例価格の仲値（正常売買価格） $\times 70\% \times 55\% = \text{正常売買価格} \times 38.5\%$ 」により算出されるところ、本件評価額（本件各農地の自用地価額）を地域別に集計し算定した10a当たりの価格（別紙6）は、Iにつき124万5949円、Jにつき117万5274円、Kにつき117万5273円となっているのに対し、本件精通者意見価格（10a当たり200万円から300万円）に38.5%を乗じて計算した金額は77万円から115万5000円となる。

このように、本件評価額（本件各農地の自用地価額）は、本件精通者意見価格をもとに算定した価格の上限値を超えている。

c 本件精通者意見価格と売買実例価格から推定される評価額に乖離があること

J及びKにおける本件精通者意見価格に38.5%を乗じて計算した金額が77万円から115万5000円であるのに対し、同地域における平成26年12月以降の取引事例（甲76。別紙7）に係る売買実例価格に38.5%を乗じて計算した金額（推定される評価額に相当する金額）は、Jにつき57万3973円、Kにつき33万9687円であり、著しく乖離している。

d 評価倍率は恣意的なものであること

J、Kの評価倍率の通算比率（平成24年から平成30年の7年間の通算比率）は91.9%であり、国土交通省の地価調査（甲53）における住宅地地価の通算比率91.6%と相関関係にあり（別紙9①）、J及びKの倍率方式による評価額の推移は、国土交通省の地価調査における住宅地地価の推移に強い相関を示している。

M、Lの評価倍率の通算比率（平成26年から平成29年の4年間の通算比率）は92.9%であり、日本不動産研究所の田畑価格調査（別紙8）における田価格の通算比率93.0%と相関関係にあり（別紙9②）、M及びLの倍率方式による

評価額の水位は、日本不動産研究所の田畑価格調査における田価格の推移に強い相関を示している。

このような類似性は、所轄税務署が、客観的なデータを採用することなく、恣意的に選択した公表統計数値を用いて、これに連動させるべく評価倍率の算定が行われた結果である。

(ウ) 本件各農地の時価は本件意見価格によるべきこと

本件各農地につき、取引事例比較法による10a当たりの不動産鑑定評価額(甲5)は、平均して94万1000円であり、これに農地の限界収益補正率55%を乗ずると51万7000円となる。

本件各農地につき、賃料に基づく純収益を還元して求める手法(収益還元法)により計算した本件意見価格は、10a当たり51万円である。

他方、J、Kの売買実例価格(平均)に38.5%を乗じた額は10a当たり48万9308円である(別紙7)。

このように取引事例比較法による10a当たり51万7000円と、収益還元法による10a当たり51万円の本件意見価格はほぼ同額であり、いずれも売買実例価格に基づく相続税評価額48万9308円を超えており、相続税法22条の定める時価は10a当たり51万円(総額1億1400万円)と考えるべきである。

イ 本件各更正請求に対する調査なく本件各更正処分が行われたことについて

国税通則法上、増額更正処分がなされた時点で、更正の請求についても更正すべき理由がない旨の通知処分がなされた内容が含まれていると解される。

そのため、増額更正処分を行う前、かつ、更正の請求が提出された後に、調査が行われていなければならない。

本件各更正処分は、原告らによる本件各更正請求を無視して行われたものであり、国税通則法に違反して違法である。

(2) 争点2(本件調査の違法性と原告甲の損害)について

(原告甲の主張)

E主査には、本件調査に際して、納税者である原告甲が不必要な損害を受けないよう慎重に事実を調査すべき職務上の注意義務があった。

E主査は、本件金員は本件被相続人からGに対して贈与されたものであり、そのことはG普通預金口座の入出金状況から明らかであったのに、本件金員を預け金であるとの誤った判断に基づき、本件金員が預け金であるかのような本件書面の作成に関与し、本件書面を根拠として、原告甲に対して本件相続税の修正申告を求め、原告甲をして、弁護士に委任して、Gの財産の仮差押えを求めるとともに、Gに対する預け金返還請求訴訟の提起を余儀なくさせた。

これにより原告甲は、慰謝料30万円及び弁護士費用3万円の合計33万円の損害を被った。

(被告の主張)

E主査は、本件調査により本件金員の存在を把握したものの、その課税上の取扱いを判断する必要があった。ところが、本件金員の交付に際しては、その法的性質等を判断するための契約書等の書面が見当たらず、本件被相続人から本件金員の交付の趣旨等を聴取すること

は不可能であった。

そこで、E主査は、Gに対して少なくとも4回の質問調査を実施したところ、Gは、一貫して、本件金員は本件被相続人からの預け金である旨供述し、本件被相続人が家族に秘密に使える資金としてGに本件金員を預けた可能性があること、本件被相続人は「使う用事があれば使ってもよい」と言って本件金員を交付したこと、Gと本件被相続人は長年の知り合いであり、現在Gが代表をしている会社も本件被相続人が経営する会社の関係の仕事をしていることなどを聴き取った。

E主査は、H税理士と連絡を取るなどしたところ、原告甲には、Gが本件金員の返済義務を履行することを条件に預け金の存在を認める意思があると解し得る状況であった。

E主査は、Gに対し、本件金員を返済する意思があることを改めて確認した上で、本件相続人らから返済を約する文書を提出してほしいと要望があったことを伝え、これまでの供述内容を基に作成した文案を示し、これを読み上げ、内容の了解を得て、本件書面を作成した。なお、E主査は、Gから、体調不良を理由に代筆を依頼されたため、同行した職員に文案を記載させた上で、Gの署名押印を得て、本件書面を完成させた。

このようなE主査による一連の税務調査は、質問調査の方法及び回数において通常要求される程度のものであり、かつ、本件金員が預け金であると判断する相当な理由があったといえることができ、E主査による本件調査に職務上の注意義務違反はない。

### 第3 当裁判所の判断

#### 1 争点1（本件各課税処分 of 適法性）について

##### （1）本件各農地の評価について

###### ア 相続税法22条及び本件評価通達について

相続税法22条は、相続により取得した財産の価額は、当該財産の取得時における時価によると定めるところ、ここにいう「時価」とは、相続開始時の当該財産の客観的交換価値をいうものと解すべきである。

そして、財産は多種多様であり、その時価を客観的に評価することは必ずしも容易なことではなく、また納税者間で財産の評価がまちまちになることは、公平の観点から好ましくない。そこで、国税庁は、本件評価通達において、財産評価の基本的な方針を定めた後、各種財産について画一的かつ詳細な評価方法を定めており、現実の評価事務はこの通達に従って行うこととされている。このような扱いは、本件評価通達が合理的なものである限りにおいて、納税者間の公平、納税者及び課税庁双方の便宜、徴税費の節減等の観点からみて相当である。

以上によれば、本件評価通達は、上級行政機関が下級行政機関の職務権限の行使を指揮するために発した通達にすぎず、国民に対し直接の法的効力を有するものではないものの、本件各農地に適用される本件評価通達の定める評価方法が適正な時価を算定する方法として一般的な合理性を有するものであり、かつ、本件各農地の相続税の課税価格がその評価方法に従って決定された場合には、その課税価格は、その評価方法によっては適正な時価を適切に算定することのできない特別の事情の存しない限り、相続開始時における本件各農地の客観的交換価値としての適正な時価を上回るものではないと推認するのが相当である。

###### イ 本件評価通達の一般的な合理性について

本件評価通達は、農用地区域内にある農地の評価方法について、当該農地の固定資産税評価額に評価倍率を乗じて評価額を算定する倍率方式を定めている。

このような評価方法は、前記関係法令等の定め（２）オ（別紙４参照）のとおり、状況類似地域から標準地を選定し、不動産鑑定士等の精通者の意見価格を集め、その精通者意見価格の平均値をとり、これに固定資産評価基準（昭和３８年１２月２５日号外自治省告示第１５８号）第１章第２節二４（２）が定める限界収益補正率５５％と、土地政策推進要綱（平成３年１月２５日閣議決定）をふまえた評価割合８０％を乗じて評価基準額を定め、これを固定資産税評価額で除して評価倍率を定めるという客観的かつ合理的な過程を経たものであるから、純農地の適正な時価を算定する方法として一般的な合理性を有しているといえることができる。

ウ 本件相続開始時における本件各農地の客観的な価値について

（ア）本件評価通達の定める評価方法による評価額

当事者間に争いがない事実、前記前提事実及び証拠（乙２２の１～４、乙２３の１～５）によれば、本件各農地は、その全てが農用地区域にある農地であるから、本件評価通達３６にいう「純農地」に該当すること、本件各農地の固定資産税評価額は、別紙３の「更正処分」の「①固定資産税評価額」欄の各金額であること、本件精通者意見価格は１０ａ当たり２００万円から３００万円であること（争いなし）、これをもとに広島国税局長が定めた評価倍率は、別紙３の「更正処分」の「②倍率」欄に記載のとおりであること、本件各許可農地は耕作権の目的となっている農地に当たり、本件利用権設定農地は農業経営基礎強化促進法に基づく利用権が設定されている農地に当たり、それぞれ別紙３の「更正処分」の「③耕作権等割合」欄に記載の割合に基づく耕作権等の価額を控除する必要があることが認められ、これらをもとに本件評価通達の定める評価方法によって算定した本件各農地の評価額は、別紙３の「更正処分」の「④価額」欄に記載の各金額となり、総額２億１７６９万４９９４円（本件評価額）となることが認められる。

（イ）本件評価通達の定める評価方法によっては適正な時価を適切に算定することのできない特別の事情の有無

原告らは、本件評価通達の定める評価方法の前提となった本件精通者意見価格が実態と乖離して高い上、本件各農地の自用地価格は本件精通者意見価格をもとに算定した価格の上限を超えており、広島国税局長が定めた評価倍率は恣意的なものであって、本件評価額は本件意見価格を超えているから、上記特別の事情があると主張し、次の諸点を指摘する。

ａ 岡山市精通者価格と本件精通者意見価格の乖離について

（ａ）原告らは、岡山市への問い合わせによれば、平成３０年に岡山市が算定したＪ及びＫの売買実例価格はいずれも１０ａ当たり２５万７５００円であり、岡山市が本件各農地の所在する地域の固定資産税評価額を評定するために収集した岡山市精通者価格は１０ａ当たり３０万円であったのに対し、本件精通者意見価格は１０ａ当たり２００万円から３００万円であって、本件精通者意見価格が、売買実例価格やそれと同等の岡山市精通者価格と著しく乖離している旨主張する。

(b) しかし、証拠（乙50、51）によれば、固定資産税評価における農地の評価は、農地の正常売買価格に基づくものであるところ、ここで農地の正常売買価格とは、農地を農地として利用する場合の価格をいい、農地の売買に含まれているいわゆる宅地見込地的な期待要素や近郊の市街地の影響等を排除した価格であることが認められる。したがって、固定資産税評価額を評定するために収集された岡山市精通者価格も、宅地見込地的な期待要素や近郊の市街地の影響等を排除した価格であると解され、原告らが主張する売買実例価格も、上記の正常売買価格をいうものと解される。

他方、証拠（乙49）によれば、相続税評価における農地の評価は、仲値に基づくものであるところ、ここで仲値とは、自由な取引が行われる場合に通常成立すると認められる価格、すなわち買進み売急ぎがなかったものとした場合における公示価格と同水準の価格をいい、農地の売買に含まれているいわゆる宅地見込地的な期待要素や近郊の市街地の影響等を排除しない価格であることが認められる。したがって、本件精通者意見価格も、宅地見込地的な期待要素や近郊の市街地の影響等を排除しない価格であるということが出来る。

このように、固定資産税評価における精通者価格と相続税評価における精通者意見価格は、その趣旨及び内容を異にしているから、岡山市精通者価格と本件精通者意見価格に乖離があることは何ら不合理ではない。

(c) そして、固定資産税評価における精通者意見や正常売買価格は、宅地見込地的な期待要素や近郊の市街地の影響等を排除した価格であるから、これらを排除しない相続税評価における精通者意見価格より低くなる傾向にあるものと推認される。

i 現に、全国農業会議所が、全国の田畑売買価格などの動向を把握し、農業政策の立案推進の基礎資料とすることを目的として毎年実施している「田畑売買価格等に関する調査」の平成26年の調査結果（乙52）によれば、本件各農地に対応する地域の田10a当たりの固定資産税評価額（A）と自作地を自作地として売する場合の価格（B）は、次のとおり、いずれも前者（A）が後者（B）を大きく下回っている。自作地を自作地として売する場合の価格（B）は、実際に取引されるであろう価格を、調査時点にできるだけ近い時点の売買実例価格や地域での呼び値等を参考に算出されたものであるから、相続税法22条の「時価」に近いということができ、その基となる相続税評価における精通者意見価格より、固定資産税評価額（A）の基となる精通者意見が、大きく下回っていることを裏付ける。

|     | A        | B         |
|-----|----------|-----------|
| I   | 14万9000円 | 222万8000円 |
| J、K | 13万8000円 | 190万7000円 |
| L、M | 18万5000円 | 200万円     |

ii この点、原告らは、上記「田畑売買価格等に関する調査」は、J、Kについては、平成28年から6年間にわたり同額であり、Lについては、平成25年が極端に低額であり、平成26年から8年間にわたり同額であるなど、

取引実勢価格を反映しているとは考えられず、このことは岡山市農業委員会や玉野市農業委員会が回答するところであって、上記調査結果は信用できないと主張し、証拠（甲４３、４４、９２）中にはこれに沿う部分がある。

しかし、証拠（乙６６～６８）によれば、岡山市農業委員会や玉野市農業委員会は、原告らが同委員会からの回答をまとめたものとして提出した書面を受領したにすぎないから、そのことをもって、同委員会が、そこに記載された内容を正しいものと認めたなどといえるものではない上、原告らが指摘する価格の推移は、同委員会が、売買実例価格などを調査し、相場を変更させる理由がないと判断した結果にすぎないことも認められる。

したがって、原告らの上記主張は採用できない。

- iii また、原告らは、K、J、M、Lに所在する本件各農地は、農業振興地域の農用地区域内の農地であり、半永久的に農地転用が許可されない蓋然性が極めて高く、宅地化などは見込めないため、本件精通者意見価格が宅地見込地的な期待要素を含んで高くなっているとは考えられない旨主張し、証拠（甲４６～５２）中にはこれに沿う部分がある。

しかし、固定資産税評価における精通者意見では排除され、相続税評価における精通者意見価格では排除されない考慮要素は、宅地見込地的な期待要素にとどまらない。近郊の市街地の影響等もその一つであり、これが本件各農地の岡山市精通者価格と本件精通者意見価格の差に現れていることは、N不動産鑑定士の不動産調査報告書（甲６０）に、K、J、Lの本件各農地は市街化の影響を受けた農地（田）であり、その地価変動は概ね周辺住宅の地価変動に類似すると考えられるとあることから裏付けられる。

したがって、原告らの上記主張は採用できない。

- （d）以上によれば、岡山市精通者価格との乖離をもって本件精通者意見価格が不合理である旨の原告ら主張は採用できない。

- b 本件精通者意見価格に３８．５％を乗じた価格と本件評価額（本件各農地の自用地価格）の関係について

原告らは、本件評価額（本件各農地の自用地価格）を地域別に集計した１０a当たりの価格（別紙６）はIにつき１２４万５９４９円、Jにつき１１７万５２７４円、Kにつき１１７万５２７３円であるのに対し、本件精通者意見価格（１０a当たり２００万円から３００万円）に３８．５％（限界収益補正率５５％×評価割合７０％）を乗じて計算した金額は７７万円から１１５万５０００円であり、本件評価額（本件各農地の自用地価格）は、本件精通者意見価格をもとに算定した価格の上限値を超えている旨主張する。

しかし、証拠（乙５３）によれば、土地政策推進要綱（平成３年１月２５日閣議決定）を受けて、平成４年分の路線価等の評定から、評価割合が８０％に引き上げられたことが認められ、これによれば、自用地価格は、本件精通者意見価格に４４％（限界収益補正率５５％×評価割合８０％）を乗じて計算すべきところ、その結果は８８万円から１３２万円となり、本件評価額（本件各農地の自用地価格、別紙６）は自用地価格の上限値を超えていない。

したがって、原告らの上記主張は採用できない。

c 本件精通者意見価格と売買実例価格の関係について

原告らは、本件精通者意見価格に38.5%を乗じて計算した金額（77万円から115万5000円）は、平成26年12月以降の売買実例価格に38.5%を乗じて計算した金額（Jにつき57万3973円、Kにつき33万9687円）と著しく乖離している旨主張する。

しかし、別紙7の取引事例一覧（甲76）は、その出典が明らかでなく、相続開始後の取得価格を時点修正することなく用いていることに加え、証拠（乙70）によれば、原告らの主張に係る上記金額は、平成24年から平成26年までに本件被相続人が本件各農地を取得した価額とも大きく乖離していることが認められることに照らして、比較対象として相当でない。

したがって、原告らの上記主張は採用できない。

d 評価倍率と各種統計数値との関係について

原告らは、評価倍率が恣意的なものであると主張し、J及びKの評価倍率の通算比率は、国土交通省の地価評価（甲53）の通算比率と相関関係にあり、M及びLの評価倍率の通算比率は日本不動産研究所の田畑価格調査の田畑価格（別紙8）の通算比率と相関関係にある（別紙9①②）旨指摘する。

しかし、評価倍率や各種統計数値の基礎資料は、詰まるところ、状況が類似した地域にある土地の取引事例であるから、両者の推移に相関関係があることに不自然なところはなく、両者の推移に相関関係があることをもって評価倍率が恣意的に選択されたといえるものではない。

したがって、原告らの上記主張は採用できない。

e 本件意見価格について

原告らは、本件意見書に基づく本件意見価格は適正なものであり、これを超える本件評価額は不相当である旨主張する。

(a) しかし、本件各農地の客観的交換価値についての評価は、一義的に算出され得るものではなく、性質上一定の幅があり得るものであるから、独自の意見書による評価の方法が一般に是認できるものであったとしても、それにより算出された価額を上回る価額が当然に客観的交換価値を超えるものということとはできず、したがって、仮に本件意見書の内容自体が是認できるものであったとしても、それだけでは、本件評価通達の定める評価方法に基づいて算定された本件評価額が、本件農地の客観的交換価値としての適正な時価を上回るものではないとの推認を覆すことにはならないというべきである。

(b) さらに、本件意見書については、本件各農地の評価に不動産鑑定評価基準がそのまま適用されるわけではないこと（甲3）を踏まえても、次の問題点を指摘することができる。

すなわち、本件意見書（甲2）は、取引事例比較法は、農地は親族間取引や縁故取引が多い上、取引事例自体も一般の宅地等に比較して少ないため、規範性を有する事情補正を施すことが困難であり、原価法は、古くから開墾された農地地帯のため、規範性のある造成事例がないため適用できないとして、岡山

市域内における旧●●地域の標準的な賃借料をもとに収益還元法に基づき本件各農地の本件相続開始時の時価を算定している。

しかし、農地の賃料については、耕うんの難易など各農地の個別要因が影響するところ、本件意見書は、個別要因を加味せず、玉野市に存する農地についても、岡山市域内における旧●●地域の田畑の賃料を適用しており、その相当性には疑問があるし、また、証拠（乙70）によれば、公益財団法人〇は、第三者との間で農地の売買を行っており、本件被相続人においても、本件各農地のうち、別紙10「本件各農地の取得状況等」の「本件被相続人の取得状況等」の「取得先」欄に「財団」とあるものを取得していることが認められるから、取引事例比較法によることが困難であったとも言い難い。

後者の点に対し、原告らは、当該財団との取引価格は公募とは名ばかりの高額なものであると主張し、証拠（甲78～81）中にはこれに沿う部分がある。しかし、証拠（乙70～75）によれば、本件被相続人が当該財団から取得した農地は、岡山県の売払基準価格に必要経費が付加された客観的な金額であり、本件被相続人が個人から取得した残りの農地の取得価格（別紙10の「本件被相続人の取得状況等」の「取得先」欄に「個人」とあるもの）と同等の金額であることが認められるから、原告らの上記主張は採用できない。

(c) かえって、証拠（乙52、70～73）によれば、本件被相続人の取得価額（時点修正したもの）と全国農業会議所による「田畑売買価格等に関する調査」の結果（自作地を自作地として売する場合の価格）は、別紙10のとおり、概ね同程度であることが認められ、これらは、本件評価額（本件各農地の自用地価額）を大きく上回ることになっている。

加えて、N不動産鑑定士の不動産調査報告書等（甲5、60、61）によれば、取引事例比較法による本件相続開始時点の10a当たりの自用地価額は、J●●につき109万9000円、K●●につき106万5000円、L●●につき90万7000円であることが認められ、これと本件評価額（自用地価額。J●●及びK●●につき117万5000円、L●●につき60万9000円。別紙10参照）は、ほぼ同等といえることができる。

(d) そして、既に認定・説示したところによれば、本件意見価格（10a当たり51万円）は、本件被相続人の取得価額、田畑売買価格等に関する調査結果、取引事例比較法による価額のいずれと比較しても、低廉に過ぎると言わざるを得ず、適正な時価とは言い難い。

これに対し、原告らは、取引事例比較法による上記価額に、限界収益補正率55%を乗じた価額が、本件意見価格と同等であるなどとも主張するが、本件評価通達に基づいて評価倍率を評定する際に使用される限界収益補正率を、不動産鑑定評価基準に基づき算定された時価に乗ずべき理由はなく、原告らの上記主張は採用できない。

f その他原告らが指摘する諸点を検討しても、本件評価通達の定める評価方法によっては適正な時価を適切に算定することのできない特別の事情があるとは認められず、他にこれを認めるに足りる主張立証はない。

## エ 小括

以上によれば、本件評価通達の定める評価方法によって算定された本件評価額は、本件各農地の時価を上回るものではないといえることができる。

### (2) 本件各更正請求に対する調査が行われる前に本件各更正処分が行われていることについて

原告らは、増額更正処分にあたる本件各更正処分は、本件各更正請求に理由がないとの内容を含むものであるから、本件各更正処分を行う前に本件各更正請求に対する調査が行われなければならないのに、これを行わずにされた点で国税通則法に違反して違法である旨主張し、証拠（甲 2 6、6 2）中にはこれに沿う部分がある。

しかし、国税通則法 2 3 条 4 項に基づく通知処分は、更正の請求に対する応答として行う処分であり、同法 2 4 条に基づく更正処分は、納税申告書について職権で行う処分であって、両処分は同一の納税義務にかかわり内容上関連するところがあるとはいえ、手続上別個独立の関係にあり、どちらを先に行うかは税務署長の判断に委ねられているというべきであるから、本件各更正請求に対する本件各通知処分に先立って本件各更正処分を行ったことに違法はない。

また、増額更正処分にあたる本件各更正処分が、本件各更正請求に理由がないとの内容を含んでいるとはいえ、本件各更正処分と本件各通知処分が別個独立の手続である以上、本件各更正処分を行う前に本件各更正請求に対する調査が行われなければならないとは解されず、本件各更正請求に対する応答が本件各更正処分の理由として付記されなければならないと解することもできない。

なお、原告らは、平成 2 3 年法律第 1 1 4 号による改正後の国税通則法では、増額更正処分が更正の請求に理由がない旨の通知処分を手続上も包摂する関係にある旨主張するが、上記改正は、更正の請求期間の延長等を定めたものであるから（乙 7 6、7 7 参照）、更正処分と更正の請求が手続上別個独立の関係にあることに変わりはない。

したがって、原告らの上記主張は採用できない。

### (3) 以上に認定・説示したところによれば、本件各課税処分の違法をいう原告らの主張はいずれも採用できず、本件各課税処分の取消しを求める原告らの請求には理由がない。

## 2 争点 2（本件調査の違法性と原告甲の損害）について

### (1) 認定事実

前記前提事実及び掲記の証拠等によれば、以下の事実が認められる。

#### ア 本件被相続人による自己宛て小切手の振出し

F 銀行は、平成 2 0 年 4 月 1 7 日、本件被相続人からの申込みにより、額面 5 0 0 0 万円の自己宛て小切手を振り出し、本件被相続人は、その頃、同小切手に署名押印して裏書した（甲 6 5・1 0 枚目）。

#### イ 本件被相続人名義口座への本件金員の預入れ

本件被相続人は、平成 2 4 年 3 月 2 2 日、F 銀行●●支店において、本件被相続人名義の総合口座を開設し、現金 1 0 0 0 円を預入れ、本件小切手を換金して現金で 5 0 0 0 万円を同口座に預け入れた（甲 6 5・2 枚目、1 1 枚目）。

#### ウ G 名義口座への本件金員の入金

本件被相続人と G は、長年の知人であり、内縁関係にあつて、お互いが経営する会社間での取引があつた（甲 2 3、乙 2 7 の 1、3 2、3 9、原告甲）。

本件被相続人は、平成24年5月28日、前記イの口座から2000万円を現金で払い戻し、Gは、同日、これを原資として2000万円をG定期預金口座に預け入れた（甲65・3枚目、5枚目、乙30）。

本件被相続人は、平成24年6月28日、前記イの口座から3000万1000円を、G普通預金口座に振替入金し、Gは、同日、このうち3000万円を、G定期預金口座に振替入金した（甲65・4枚目、6枚目、乙30）。

エ 本件相続の開始

本件被相続人は、平成26年12月●日に死亡した（前提事実）。

本件被相続人には、妻である戊との間に原告甲と原告丙がおり、婚外子である原告丁がいた（前提事実、乙88の1～4）。

オ 本件金員のうち2000万円の普通預金口座への振替

Gは、平成28年5月30日、前記ウで預け入れた2000万円の定期預金を解約し、G普通預金口座に振替入金した（甲34・9枚目、甲65・7枚目、乙30）。

同日以降、G普通預金口座からは、継続的に水道、電気、ガス代等が引き落とされているものの、厚生年金や実弟のPからの継続的な入金により、平成29年3月8日まで口座残高が2000万円を下回ることにはなかった（甲34・9～11枚目）。

Gは、平成29年3月8日、G普通預金口座から1000万円を払い戻した。なお、同金員の使途は不明である（甲34・11枚目）。

カ 本件調査の開始

平成29年10月16日、本件調査が開始された。本件調査は、広島国税局課税第一部資料調査課と岡山東税務署特別調査官（資産税）との合同事案であり、広島国税局の主たる担当者はF主査、岡山東税務署の担当者はQ調査官（以下「Q調査官」という。）であった（乙92）。

キ 本件金員に係る1回目の銀行調査

Q調査官は、平成29年10月17日、本件被相続人の資産に関し、銀行調査を実施した。同調査により、本件金員に係る前記ウの事実が判明した（乙29の1～5）。

ク Gに対する1回目の聴取

E主査は、平成29年10月19日、広島国税局課税第一部資料調査課R実査官（以下「R実査官」という。）とともに、G方を訪問した。

Gは、E主査からの質問に対し、本件金員は、「会社の運転資金として渡されたものです」、「本件被相続人のお金ですので、私が自由に使えるものではありません。本件被相続人が亡くなられた後に二男の原告丙にこのお金のことを相談したのですが、特に何も言われなく、そのままになっています。」、「私のものではなく、本件金員は本件被相続人のものだと思っています。なので手を付けずに残しております。」、「本件被相続人には外にお子さんがおられたので、その子のために使うためのものでもあったと思います。そのお子さんとは、原告丁のことです。」などと述べた。（以上につき、乙31、92、93）

ケ 本件金員に係る2回目の銀行調査

Q調査官は、平成29年10月20日、G普通預金口座及びG定期預金口座やGが経営していた会社名義の預金口座に係る平成19年10月1日から平成29年10月19日までの取引明細を入手し、前記オの事実を確認した（乙30、64、91の1・2、92、

94)。

コ Gに対する2回目の聴取

E主査は、平成29年10月27日、R実査官とともに、G方を訪問した。

Gは、E主査からの質問に対し、この時も、本件金員は「本件被相続人がしてくれたものです。」「本件被相続人が、議員さんの選挙の時や、外のお子さんである原告丁のために使う時に、家族に言えないような秘密の金があるのだと思いますが、私の口座に預けていたのだと思います。ですから、私はこのお金には一切手をつけず、本件被相続人が亡くなるまで残していました。」「本件被相続人が亡くなった後、四十九日の法事の時だったと思いますが、Sホテルで二男の原告丙にお会いした時に、本件被相続人から預かっている定期預金5000万円があることを伝えたのですが、好きに使って下さいと言われ、後は特に何も言われず、立ち去られました。」「原告甲には言っていない。」「本件被相続人は、このお金を仕事のことで使ってもいいと言われていましたが、私は、そのつもりは全くありませんでしたので、会社の帳簿上でも受入れはしていません。」などと述べた。(以上につき、乙32)

サ 原告丙からの裏付け調査

E主査は、平成29年10月30日、Gの供述の裏付け調査等のため、原告丙及び原告丁に対し、面談を求めたものの、その協力を得ることはできなかった(乙92)。

シ Gに対する3回目の聴取

E主査は、平成29年11月9日、R実査官とともに、G方を訪問した。

Gは、E主査からの質問に対し、この時も、本件被相続人の四十九日の法要の際に二男の原告丙に本件金員について相談したと述べ、本件金員について返還してほしいと言われたら返す気持ちはある旨を述べた。(以上につき、乙33)

ス G普通預金口座からの1000万円の払戻し

Gは、平成29年11月20日、G普通預金口座から1000万円を払い戻した(甲34・13枚目)。

ただし、同事実は、後述の原告甲からGに対する預け金返還請求訴訟において、平成30年9月27日以降に、G側から提出された証拠によって、はじめて明らかになった事実である(甲34)。

セ H税理士らとの面談

E主査は、平成29年12月12日、原告甲及びH税理士と面談し、本件金員を預け金として修正申告する意思があるかを確認したところ、原告甲は、証拠がないと信じられない、預け金であるというなら同月18日までに返済するよう伝えてほしいと述べた。

E主査は、修正申告されない場合、更正処分の対象となること、Gが主張を翻して本件金員は本件被相続人から贈与を受けたものであると主張した場合、贈与税の対象となり、法律上、贈与者に連帯納付義務があること、本件金員5000万円のうち2000万円についてはG普通預金口座に移されていることを説明した。(以上につき、甲82の1・2、83、84、乙34、92)

ソ Gに対する4回目の聴取

E主査は、平成29年12月12日、R実査官とともに、G方を訪問し、改めて本件金員の趣旨を確認するとともに、原告甲から、預け金であれば同月18日までに返済するよ

う伝えてほしいと言われている旨を話した。

E主査は、贈与の可能性についても訪ねたが、Gは、本件金員が本件被相続人から預かったものであることに間違いなく、贈与してもらったというつもりはなく、贈与税を納めたくないからそのように述べているわけではないこと、ただ、今は一部生活費として使っており、すぐに全額返せと言われても無理であるため、本件相続人らと相談してみたいと思う旨を述べた。(以上につき、乙34)

#### タ H税理士への連絡

E主査は、平成29年12月12日、H税理士に対し、電話で、Gには贈与の認識も尋ねたが、Gに贈与の認識はなく、あくまでも預かったものであると答えたことなど、Gに対する4回目の聴取の結果を伝えた上、Gから連絡がないなら原告甲から連絡をとるように伝えてほしいこと、返済があるまで修正申告を待つことはできないため、例えば、Gから原告甲宛てに本件金員が預り金であり返済意思があることを認める書面が提出されれば、修正申告する意思があるかを確認してほしいことを伝えた(乙35)。

#### チ 本件書面の原案作成

E主査は、平成29年12月18日頃、本件書面の原案(甲35)を起案し、H税理士に交付した(乙92)。

E主査は、同月20日、H税理士と面談し、原告甲からの文書を受け取った。同文書には、本件相続税の申告にあたり、T弁護士(以下「T弁護士」という。)を通じて、Gに対し、本件被相続人との間に債権債務が一切ないことを確認しており、本件金員を本件被相続人から預かったとのGの主張は信用できないものの、Gから全額返済されれば本件金員を相続財産として課税されることを認めること、そのためにはE主査が起案した本件書面の原案に、返済期限を付した返済約束の文言を追記してもらいたい旨の記載があった(乙36)。

E主査は、H税理士に対し、Gと話をすることを提案したが、H税理士は、Gから書面が提出された後に検討することになる旨述べた(乙36)。

#### ツ Gに対する5回目の聴取と本件書面の作成

E主査は、平成29年12月20日、Q調査官及びR実査官とともに、G方を訪問し、原告甲の意向を伝えた。

E主査は、Gに対し、原告甲から、返済の意思があるのであれば一筆書いて提出してほしいとの要望があった旨を伝え、Gから、これに応じる旨の回答を得た。

E主査は、前記のとおり原告甲の要望に応じて修正した本件書面の文案(乙37・3枚目)を読み上げるとともに、Gに閲読させ、訂正や追加事項がないことを確認した。また、Gの求めに応じて、Gが用意した用紙にR実査官が本文を代筆し、その末尾に日付、住所、氏名、電話番号をGに自署してもらい、Gから押印を得て、本件書面を完成させ、その提出を受けた。(以上につき、甲95、乙37、92)

#### テ H税理士及び原告甲との面談等

E主査は、平成29年12月20日、H税理士に対し、電話で、Gから本件書面の提出を受けたことを報告し、H税理士は、同月21日、岡山東税務署を訪れ、本件書面を確認した(乙38)。

E主査は、平成30年1月、H税理士と面談するも、進展はなく、同年2月20日頃、

原告甲と面談し、本件書面を示しながら、本件金員は本件被相続人からGに対する預け金であり、相続財産であるため、修正申告が必要であり、修正申告がされない場合は更正処分を行うことになる旨を説明し、その後、原告甲からの求めに応じて、本件書面を原告甲に交付した（前提事実、甲83、84、95、99、乙92）。

ト 原告甲によるG所有不動産及び預金債権の仮差押え申立て

T弁護士は、平成30年2月28日頃、Gに対し、電話で、本件金員の支払についての意向を確認するため面談を申し込むも、体調不良を理由に断られた上、支払う旨の明言もなかったため、Gに本件金員を返済する意思はないものと判断し、H税理士にその旨報告した（甲85）。

原告甲は、T弁護士及びH税理士と相談の上、修正申告をするにしろ更正処分を受けるにしろ、Gに本件金員を返済する意思がない上、本件金員が贈与であるとしても、Gが贈与税を支払えなければ本件相続人らが連帯納付義務を負う可能性があり、E主査によれば本件金員5000万円のうち2000万円が既にG普通預金口座に移されているとのことであるから、Gの財産を保全しなければ原告らが一方的に多額の損失を被る可能性があるとの判断した（甲83、85、原告甲）。

原告甲は、平成30年3月22日、本件書面等を疎明資料として、本件金員に係る預り金返還請求権を被保全債権としてG所有の不動産及び預金債権につき仮差押えの申立てを行い、同月28日、仮差押え決定を得た（乙28の1・2）。

ナ Gの認知機能の低下

Gは、平成30年2月28日、Uを初めて受診した。診察の結果、MMSEは15／30点、HDS-Rは12／30点であり、見当識障害があり、遅延再生ができないことから、アルツハイマー型認知症（中等度）と診断された（甲40）。

Gは、平成30年3月13日、上記クリニックからの紹介でV大学病院神経内科を受診し、同年4月12日、アルツハイマー型認知症と診断された（甲41、乙26）。

Gの認知機能は、令和元年6月21日頃から、急激に悪化し、MMSEは7／30点、HDS-Rは8／30点となった（甲40）。

ニ Pとの面談

E主査は、平成30年4月16日、更正処分の手続を進める前に、Gの意思を確認するため、G方を訪問したところ、Gの実弟であるPが対応した。

Pは、Gは体調が悪く寝込んでおり、ここ最近認知症の程度も進行している様子である旨述べ、原告甲から平成29年末頃に手紙が届き、平成30年4月になって裁判所から書面が届いたが、これらの書面は弁護士に預けてあると述べた。（以上につき、乙39）

ヌ W弁護士からの聴取

E主査は、平成30年4月17日、Pから聞き取ったGの弁護士であるW弁護士（以下「W弁護士」という。）に対し、電話で連絡をとった。

E主査は、本件金員について今後どのように交渉していく予定かを尋ねたところ、W弁護士は、本件被相続人から贈与されたものとして交渉していく予定であり、贈与税の申告もしないといけないと考えている旨述べた。（以上につき、乙40）

これを受けて、広島国税局は、本件金員を贈与と認定し、Gに対し、平成30年4月23日、贈与税の徴収通知を行い、納付書を交付した（甲23、32）。

ネ 本件調査結果の説明

E主査は、平成30年4月24日、原告甲に対し、本件調査の結果を説明した。

その際、E主査は、本件各農地について本件意見価格は採用できず、本件評価額に基づく修正申告を勧奨するとともに、本件金員については、これまでGから預り金であると聞いていたため、そのように判断して説明していたが、今般、Gの弁護士に意見を聞いたところ、贈与であることを前提に交渉したいとのことであり、課税の根拠が揺らいできたため、本件金員を相続財産に加える内容の更正処分を行うことはできない旨説明した。これに対し、原告甲は、本件金員を相続財産に加えて更正するよう求めた。(以上につき、乙41)

ノ 原告甲によるGに対する預け金返還請求訴訟の提起

原告甲は、平成30年5月31日、Gを相手方として、本件金員の返還を求める預け金返還請求訴訟を提起した(乙42)。

上記訴訟において、原告甲は、本件書面をもとに、本件金員が預け金である旨主張し、Gは、本件金員が贈与であり、本件書面はアルツハイマー型認知症により正常な判断ができない状態で作成したものであり無効である旨主張して争った(甲23)。

ハ 平成30年6月7日の面談

E主査は、平成30年6月7日、原告甲、H税理士、T弁護士らと面談した。

原告甲からの質問に対し、E主査は、本件金員について、当初はGが預り金であると説明し、返済意思があると述べ、本件相続開始時まで手付かずに残されていたことから、相続財産に含まれると判断していたこと、原告甲の要望に応じて本件書面をGから取り付けたこと、その後、Gの説明が贈与であると変わったため、相続財産には含まれないと判断していること、Gに対する裁判を勧めたことはないことを回答した。(以上につき、甲82の1・2、乙65)

ヒ Gからの贈与税の徴収

広島国税局は、平成30年9月21日、G定期預金口座の払戻請求権を差押え、Gに対する贈与税額を全額徴収した。

なお、原告甲のGに対する前記ノの訴訟は、平成31年3月14日、本件金員が贈与であることを確認する内容の和解により終了した。なお、同和解までに、Gについて成年後見審判がされたことはうかがわれない。(以上につき、甲24)

(2) 判断

ア 原告甲は、E主査には、本件金員が本件被相続人からGに対する贈与であることは明らかであるのに、これを預け金であると誤った判断を行い、本件書面の作成に関与し、本件書面を根拠として原告甲に相続税について修正申告を求め、Gの財産に対する仮差押えの申立てとGに対する預け金返還請求訴訟の提起をやむなくさせた旨主張する。

しかし、前記認定事実によれば、①E主査は、最初の銀行調査により本件金員の存在が明らかになった後、Gに対して4回にわたり聞き取り調査を行い、4回目の聞き取り調査では、贈与の可能性についても尋ねていること、②Gは当該調査を通じて一貫して、本件金員は本件被相続人からの預り金であると述べ、返済の意向を示していたこと、③その後の銀行調査で、本件金員は、G定期預金口座に預け入れられた平成24年5月28日ないし同年6月28日から本件相続が開始した平成26年12月●日までの約2年半の間、使

われることなく、本件相続から約1年半が経過した平成28年5月30日に2000万円が解約され、G普通預金口座に振替入金されているものの、平成29年3月8日まで同口座の残高が2000万円を下回ることがなかったことが判明したこと、④Gは、上記2000万円の解約について、本件相続開始後に原告丙の了解を得たものであるが、返してくれと言われれば返す気持ちはある旨説明していたこと、⑤本件書面は、Gからの聴取結果をもとに本件金員を相続財産として修正申告するよう原告甲に促したところ、原告甲がGの発言を信用できないと述べたため、原告甲の意向を受けてE主査が作成に関与したものであること、⑥E主査は、本件書面の文案の作成に当たって、H税理士との間で、原告甲の意向に沿うよう再三修正し、本文こそ職員が代筆したものの、G自身が用紙を準備し、Gが自筆で作成年月日、住所、電話番号を記載し、署名押印を行っていることが認められる。

上記一連の調査結果に鑑みれば、本件書面の交付を受けた時点で、E主査が、本件金員を本件被相続人からGに対する預け金であると判断したとしても、やむを得ない状況にあったということができ、E主査による調査の内容や方法及びその結果を踏まえた判断に、職務上の注意義務違反があったということはできず、上記判断をもとに原告甲に修正申告を促したことに違法はないというべきである。

イ これに対し、原告甲は、本件金員が本件被相続人からGに対する贈与であったことはG普通預金口座の入出金状況から明らかであったと主張し、平成28年5月30日に本件金員のうち2000万円が解約されてG普通預金口座に振替入金された上、同口座から、①平成29年3月8日に、1000万円が払い戻され、さらに、②平成29年11月20日にも1000万円が払い戻されていることを指摘する。

しかし、これらはいずれも本件相続開始後の出来事である上、上記②の点が判明したのは、原告甲がGを相手方として預け金返還請求訴訟を提起した後であることは、前記認定のとおりである。

また、上記①の点は、確かに、平成29年10月20日には明らかになっているものの、Gは、その後の聞き取り調査で、一貫して預け金である旨主張し、4回目の聞き取り調査では、E主査から、贈与の可能性について尋ねられると、これを明確に否定した上、本件金員の一部は、生活費として使っており、すぐに全額返せと言われても無理であるから、本件相続人らと相談したい旨を述べ、さらに、本件書面が作成されたというのである。

したがって、原告甲が指摘する事実をもって、本件書面の交付を受けた時点でのE主査に職務上の注意義務違反があったといえるものではない。

ウ また、原告甲は、本件書面作成時、Gは既にアルツハイマー型認知症に罹患しており、書面の内容を認識し理解する能力に欠けていたから、本件書面は無効であり、本件書面を根拠として原告甲に修正申告を求めたE主査には職務上の注意義務違反がある旨主張する。

しかし、Gがアルツハイマー型認知症に罹患していることが判明したのは平成30年2月28日以降で、直ちに成年後見審判を受けたこともうかがわれず、しかも、Gの症状が急激に悪化したのは令和元年6月以降である。また、証拠（乙31～34、37）に照らすと、E主査からの聴取に対するGの受け答えに不自然、不合理な点はないし、本件書面の末尾にはG自身が日付や住所、電話番号を間違いなく記載している。これらの事情に鑑みれば、E主査が、本件書面の作成当時にGの認知能力に問題はないと判断し、本件書面

が有効であることを前提として原告甲に修正申告を求めたことに職務上の注意義務違反があったとはいえない。

エ さらに、原告甲は、E主査から、本件金員が本件被相続人からGに対する預け金であることを前提に相続税の修正申告に応じなければ更正処分を行うと言われ、仮に本件金員が本件被相続人からGに対する贈与であっても本件相続人らには連帯納付義務があると言われ、さらにGの預金残高が3000万円余りとなっていると言われたことで、Gの財産に対する仮差押えの申立てとGに対する預け金返還請求訴訟の提起を余儀なくされた旨主張し、証拠（甲82の1・2、83～85、証人H税理士、原告甲）中にはこれに沿う部分がある。

しかし、前記認定事実のとおり、広島国税局が本件金員を贈与と認定したのは、W弁護士を通じてGの今後の主張立証方針が明らかにされたことで、本件金員を預け金と判断する根拠となっていたGの発言が翻ったことを受けてのものであるから、それ以前のE主査からの上記説明に誤りがあったとはいえない。贈与税の連帯納付義務についても、実際に課税された例があるか否かはともかく、相続税法上、贈与者に贈与税の連帯納付義務が課せられていることに誤りはない（同法34条4項）。そして、本件全証拠によっても、E主査が、原告甲に、Gの財産に対する仮押さえやGに対する訴訟提起を促した事実は認められず、かえって、原告甲が、E主査から贈与認定の方針に変わった旨の説明を受けても、本件金員を預け金と主張し続けたことなど、既に認定説示したところに照らすと、当該訴訟等を行うことを決めたのは、損失回避に向けた原告甲自身の判断というほかない。

したがって、E主査からの上記説明等に職務上の注意義務違反があったとはいえない。

オ 以上によれば、本件調査の違法をいう原告甲の主張は採用できない。

### 3 結論

よって、原告の請求はいずれも理由がないからこれをいずれも棄却することとし、主文のとおり判決する。

岡山地方裁判所第2民事部

裁判長裁判官 上田 賀代

裁判官 山本 陽一

裁判官 ト部 有加子

(別紙)

当事者目録

原告

原告

原告

原告ら訴訟代理人弁護士  
同補佐人税理士

被告

同代表者法務大臣  
処分行政庁  
同指定代理人  
同

同

同

同

同

同

同

同

甲

(以下「原告<sup>甲</sup>」という。)

丙

(以下「原告<sup>丙</sup>」という。)

丁

(以下「原告<sup>丁</sup>」という。)

作花知志  
中原教

国

小泉龍司  
岡山山東税務署長  
高井田義晃  
寺原佳裕  
松原康隆  
伊賀山幸弘  
久賀山幸諒  
松本拓也  
坂田奈央  
高橋宏  
井上義久

以 上

別紙 1

課税の経緯等

(単位:円)

| 区 分                                                 |              | ①当初申告         | ②修正申告         | ③修正申告         | ④修正申告         | ⑤更正の請求        | ⑥更正処分         | ⑦通知処分<br>(⑤に係るもの)        | ⑧審査請求<br>(⑤に係るもの) | ⑨再調査の請求<br>(⑦に係るもの) | ⑩裁 決       |
|-----------------------------------------------------|--------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|--------------------------|-------------------|---------------------|------------|
| 年 月 日 等                                             |              | 法定申告期限内       | 平成27年11月30日   | 平成27年12月25日   | 平成30年 5月29日   | 平成30年 6月15日   | 平成30年 6月19日   | 平成30年 9月 8日              | 平成30年 9月18日       | 平成30年11月30日         | 令和元年 9月10日 |
| 新<br>外<br>大                                         | 取得財産の価額      | 1,101,235,578 | 1,114,497,002 | 1,119,502,840 | 1,154,239,827 |               | 1,200,780,687 |                          |                   |                     | 却 下        |
|                                                     | 債務及び葬式費用の金額  | 382,193,039   | 382,193,039   | 382,193,039   | 321,006,317   |               | 321,006,317   |                          |                   |                     |            |
|                                                     | 課税価格         | 719,042,000   | 732,303,000   | 737,309,000   | 833,233,000   |               | 879,754,000   |                          |                   |                     |            |
|                                                     | 納付すべき税額      | 0             | 0             | 0             | 0             |               | 0             |                          |                   |                     |            |
|                                                     | 過少申告加算税の額    |               |               |               |               |               |               |                          |                   |                     |            |
| 原<br>告<br>甲                                         | 取得財産の価額      | 369,665,606   | 374,086,082   | 375,754,695   | 387,333,625   | 384,937,014   | 402,853,061   | 更正すべき理由<br>がない旨の通知処<br>分 | 全部取消し             |                     | 棄 却        |
|                                                     | 債務及び葬式費用の金額  | 127,397,685   | 127,397,685   | 127,397,685   | 107,002,111   | 107,002,111   | 107,002,111   |                          |                   |                     |            |
|                                                     | 課税価格         | 242,267,000   | 246,688,000   | 248,357,000   | 280,331,000   | 277,934,000   | 295,850,000   |                          |                   |                     |            |
|                                                     | 納付すべき税額      | 85,812,500    | 87,804,000    | 88,556,000    | 102,958,300   | 101,878,600   | 109,946,300   |                          |                   |                     |            |
|                                                     | 過少申告加算税の額    |               |               |               | 1,440,000     |               | 698,000       |                          |                   |                     |            |
| 原<br>告<br>丙                                         | 取得財産の価額      | 369,665,578   | 374,086,049   | 375,754,682   | 387,333,591   | 384,936,982   | 402,853,043   | 更正すべき理由<br>がない旨の通知処<br>分 | 全部取消し             | 全部取消し               | 棄 却        |
|                                                     | 債務及び葬式費用の金額  | 127,397,678   | 127,397,678   | 127,397,678   | 107,002,104   | 107,002,104   | 107,002,104   |                          |                   |                     |            |
|                                                     | 課税価格         | 242,267,000   | 246,688,000   | 248,356,000   | 280,331,000   | 277,934,000   | 295,850,000   |                          |                   |                     |            |
|                                                     | 納付すべき税額      | 85,812,500    | 87,804,000    | 88,555,600    | 102,958,300   | 101,878,600   | 109,946,300   |                          |                   |                     |            |
|                                                     | 過少申告加算税の額    |               |               |               | 1,440,000     |               | 698,000       |                          |                   |                     |            |
| 原<br>告<br>丁                                         | 取得財産の価額      | 369,643,465   | 374,063,936   | 375,732,548   | 387,311,476   | 384,914,871   | 402,793,669   | 更正すべき理由<br>がない旨の通知処<br>分 | 全部取消し             |                     | 棄 却        |
|                                                     | 債務及び葬式費用の金額  | 127,397,676   | 127,397,676   | 127,397,676   | 107,002,101   | 107,002,101   | 107,002,101   |                          |                   |                     |            |
|                                                     | 課税価格         | 242,245,000   | 246,666,000   | 248,334,000   | 280,309,000   | 277,912,000   | 295,791,000   |                          |                   |                     |            |
|                                                     | 納付すべき税額      | 85,804,700    | 87,796,300    | 88,547,800    | 102,950,200   | 101,870,600   | 109,924,400   |                          |                   |                     |            |
|                                                     | 過少申告加算税の額    |               |               |               | 1,440,000     |               | 697,000       |                          |                   |                     |            |
| 相<br>続<br>税<br>の<br>総<br>額<br>の<br>計<br>算<br>明<br>細 | 取得財産の価額の合計額  | 2,210,210,227 | 2,236,733,069 | 2,246,744,745 | 2,316,218,319 | 2,301,838,666 | 2,409,260,460 |                          |                   |                     |            |
|                                                     | 債務及び葬式費用の合計額 | 764,386,078   | 764,386,078   | 764,386,078   | 642,012,633   | 642,012,633   | 642,012,633   |                          |                   |                     |            |
|                                                     | 課税価格の合計額     | 1,445,821,000 | 1,472,345,000 | 1,482,356,000 | 1,674,204,000 | 1,659,823,000 | 1,767,245,000 |                          |                   |                     |            |
|                                                     | 法定相続人の数      | 4人            | 4人            | 4人            | 4人            | 4人            | 4人            |                          |                   |                     |            |
|                                                     | 遺産に係る基礎控除額   | 90,000,000    | 90,000,000    | 90,000,000    | 90,000,000    | 90,000,000    | 90,000,000    |                          |                   |                     |            |
|                                                     | 相続税の総額       | 512,119,000   | 528,054,000   | 528,559,800   | 614,891,800   | 608,419,900   | 656,759,000   |                          |                   |                     |            |

- (注) 1 原告の④修正申告の年月日は、平成30年5月29日ではなく、平成30年6月16日である。  
 2 ④修正申告に係る過少申告加算税の賦課決定処分の年月日は、平成30年6月18日である。  
 3 ⑨再調査の請求は、国税通則法90条3項の規定により審査請求とみなされ、国税不服審判所に送付された。

## 別紙 5

## 課税価格及び相続税の総額の計算明細表

(単位: 円)

| 項目                                        |           | 相続人 | 丙 訴外                                | 甲 原告             | 丙 原告             | 丁 原告             | 各人の合計         |
|-------------------------------------------|-----------|-----|-------------------------------------|------------------|------------------|------------------|---------------|
| 土地                                        | 本件各農地     | ①   | 108,847,497                         | 36,282,499       | 36,282,499       | 36,282,499       | 217,694,994   |
|                                           | 上記以外の土地   | ②   | 113,832,577                         | 40,523,588       | 40,523,582       | 40,523,579       | 235,403,326   |
| 家屋                                        |           | ③   | 3,289,677                           | 1,096,561        | 1,096,559        | 1,096,557        | 6,579,354     |
| 有価証券                                      | C の株式     | ④   | 2,967,750                           | 1,009,035        | 1,009,035        | 949,680          | 5,935,500     |
|                                           | 上記以外の有価証券 | ⑤   | 578,252,088                         | 192,751,004      | 192,751,003      | 192,751,000      | 1,156,505,095 |
| 現金、預貯金等                                   |           | ⑥   | 326,613,590                         | 108,871,204      | 108,871,197      | 108,871,185      | 653,227,176   |
| 家庭用財産                                     |           | ⑦   | 500,000                             | 166,667          | 166,667          | 166,666          | 1,000,000     |
| その他の財産                                    |           | ⑧   | 66,457,658                          | 22,152,554       | 22,152,552       | 22,152,551       | 132,915,315   |
| 取得財産の価額<br>(①ないし⑧の合計)                     |           | ⑨   | 1,200,760,837                       | 402,853,112      | 402,853,094      | 402,793,717      | 2,409,260,760 |
| 債務及び葬式費用の金額                               |           | ⑩   | 321,006,317                         | 107,002,111      | 107,002,104      | 107,002,101      | 642,012,633   |
| 課税価格 (⑨-⑩)                                |           | ⑪   | 879,754,000                         | 295,851,000      | 295,850,990      | 295,791,616      | 1,767,246,000 |
| 遺産に係る基礎控除額                                |           | ⑫   | 90,000,000 ※ 5000万円 + (1000万円 × 4人) |                  |                  |                  |               |
| 課税遺産総額                                    |           | ⑬   | 1,677,246,000 ※ ⑪の各人の合計欄 - ⑫        |                  |                  |                  |               |
| 各人の法定相続分                                  |           | ⑭   | 1/2                                 | 1/6              | 1/6              | 1/6              | 1             |
| 法定相続分に応ずる取得金額<br>(⑬ × ⑭)                  |           | ⑮   | 838,623,000                         | 279,541,000      | 279,541,000      | 279,541,000      | 1,677,246,000 |
| ⑮に対する適用税率等                                |           | ⑯   | ×50%<br>-4,700万円                    | ×40%<br>-1,700万円 | ×40%<br>-1,700万円 | ×40%<br>-1,700万円 |               |
| 相続税の総額の基となる税額<br>(⑮による算出額)                |           | ⑰   | 372,311,500                         | 94,816,400       | 94,816,400       | 94,816,400       | 656,760,700   |
| 各人の算出税額 (⑰の各人の合計欄<br>× ⑭の各人の欄 ÷ ⑭の各人の合計欄) |           | ⑱   | 326,942,515                         | 109,946,951      | 109,946,579      | 109,924,653      | 656,760,698   |
| 配偶者の税額軽減額                                 |           | ⑲   | 326,942,515                         | 0                | 0                | 0                | 326,942,515   |
| 納付すべき税額 (⑱-⑲)                             |           | ⑳   | 0                                   | 109,946,900      | 109,946,500      | 109,924,600      | 329,818,000   |

(注) 1 ⑪の各人の欄は、通則法118条1項の規定により、1000円未満の端数を切り捨てた金額である。

2 ⑱の各人の欄は、通則法119条1項の規定により、100円未満の端数を切り捨てた金額である。

別紙 2 ～ 4、6 ～ 10 省略